

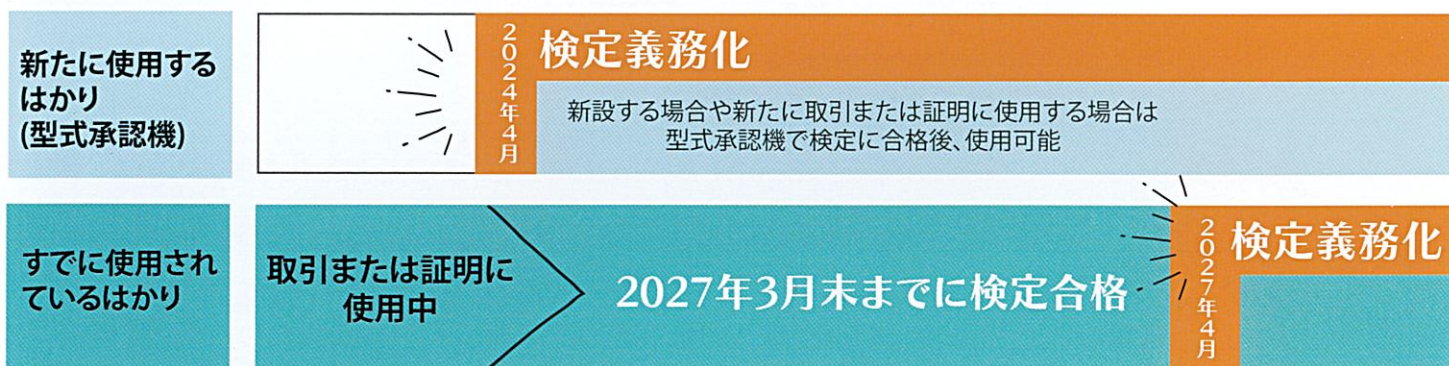
オートチェッカ(自動重量選別機)の検定

2027年4月1日から、取引証明用途で使用予定の、すでに使用されているオートチェッカは検定が必要です。

すでに使用されているオートチェッカ

2027年3月末までに検定を受検し合格する必要があります。

老朽化したものは不合格になるリスクがありますので、事前点検を推奨します。



2024年3月31日までに取引または証明に使用している自動重量選別機は2027年3月31日までに初回検定を受ける必要があります。

既使用はかりとして検定を受検するにあたってのご注意

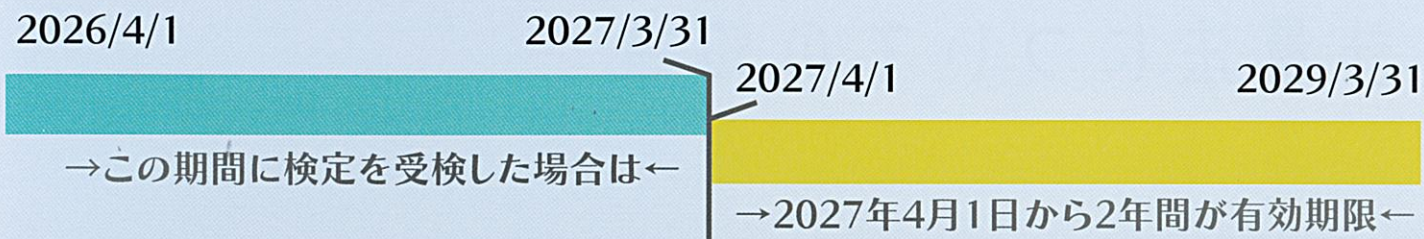
- ◆導入から相当年月が経過している(メンテナンス対応期間が終了している)機器
→既使用はかりとしての検定を受検した後に故障し、修理が必要となった場合、修理が受けられず、検定を受検することもできません。
*修理後に検定に合格しないと、取引証明には使用できません。
早期に新しい機器へ更新することをお勧めいたします。
- ◆比較的新しい機器
→そのまま既使用はかりとして検定を受検できます。メーカーなどの事前点検で、検定の合格基準に達しているかの確認をお勧めします。
(検定の合格基準に達していない場合は、落検となり、修理調整の上、再度検定の受検が必要です)

検定対象となるオートチェッカ

- ・目量10mg以上で目盛り標識数(目量数)が100以上であること
- ・ひょう量が5kg以下であること
- *ひょう量5kg超えもしくは目量10mg未満の自動重量選別機は検定の対象外となります。

検定の有効期限について

検定の有効期限の起算は、検定を合格した翌年度4月1日より開始となります。余裕を持った計画での検定受検をお勧めいたします。検定の有効期間は通常2年、適正計量管理事業所は6年です。
例) 2026年4月に受検しても、有効期限の起算は2027年4月から2年間です。

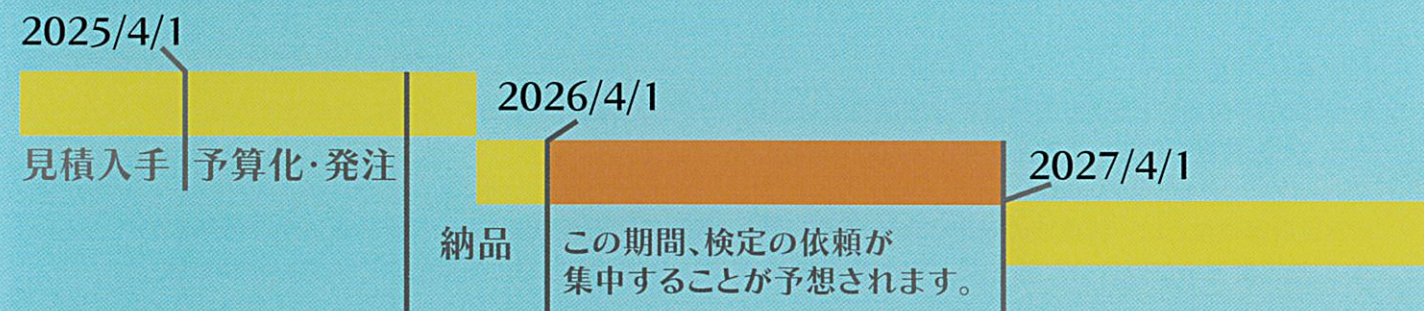


26年度は検定受検の希望が多く、混み合うことが予想されますので、25年度中の受検もぜひご検討ください。

オートチェッカの更新をお考えのお客様へ

2027年4月1日間際となりますと、検定の依頼が多くなり、ご希望の日時に検定を受けることが難しくなりますので、前もっての受検をお勧めいたします。

【機器更新スケジュールの例】



型式承認機の導入をお考えの場合は、余裕を持って検定を受検するために、機器の購入は2025年度内をお勧めいたします。



検定を受けるためには、お使いのオートチェッカがある生産ラインを停止させる必要がございます。
*1台あたり3時間程度が目安です。

